

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月 1 日規則第128号</p> <p>第4号様式</p> <p>指定事業所設置(変更)許可書</p> <p>川崎市指令 第 号</p> <p>住所 氏名又は名称 代表者名</p> <p>年 月 日付で申請のありました次の指定事業所の設置(変更)については、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第17条第1項(第22条第1項)の規定により(次の条件を付けて)許可します。</p> <p>年 月 日</p> <p>川崎市長 印</p> <p>1 指定事業所の名称 2 指定事業所の所在地 3 許可の条件</p> <p>この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して <u>3月</u>以内に、川崎市長に対して <u>審査請求</u>をすることができます。</p>	<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月 1 日規則第128号</p> <p>第4号様式</p> <p>指定事業所設置(変更)許可書</p> <p>川崎市指令 第 号</p> <p>住所 氏名又は名称 代表者名</p> <p>年 月 日付で申請のありました次の指定事業所の設置(変更)については、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第17条第1項(第22条第1項)の規定により(次の条件を付けて)許可します。</p> <p>年 月 日</p> <p>川崎市長 印</p> <p>1 指定事業所の名称 2 指定事業所の所在地 3 許可の条件</p> <p>この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して <u>60日</u>以内に、川崎市長に対して <u>異議申立て</u>をすることができます。</p>

改正後	改正前
<p>第32号様式の2</p> <p style="text-align: center;">地下水揚水(変更)許可書</p> <p style="text-align: center;">川崎市指令 第 号</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称</p> <p style="text-align: center;">代表者名</p> <p>年 月 日付けで申請のありました次の地下水の揚水(変更)については、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第88条の2第1項(第88条の6第1項)の規定により(次の条件を付けて)許可します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">川崎市長 印</p> <p>1 事業所の名称</p> <p>2 揚水施設の設置場所</p> <p>3 許可の条件</p> <p>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、川崎市長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の<u>審査請求</u>をした場合には、当該<u>審査請求</u>についての<u>裁決</u>があったことを知った日)の翌日から起算して<u>6月</u>以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、平成28年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第32号様式の2</p> <p style="text-align: center;">地下水揚水(変更)許可書</p> <p style="text-align: center;">川崎市指令 第 号</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称</p> <p style="text-align: center;">代表者名</p> <p>年 月 日付けで申請のありました次の地下水の揚水(変更)については、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第88条の2第1項(第88条の6第1項)の規定により(次の条件を付けて)許可します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">川崎市長 印</p> <p>1 事業所の名称</p> <p>2 揚水施設の設置場所</p> <p>3 許可の条件</p> <p>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、川崎市長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の<u>異議申立て</u>をした場合には、当該<u>異議申立て</u>についての<u>決定</u>があったことを知った日)の翌日から起算して<u>6箇月</u>以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。</p>